

平成21年度

包括外部監査結果報告書

第1部 観光政策に係る観光振興課所管業務の財務に関する事務
の執行及び事業の管理について

第2部 出資団体及び財政援助団体の出納その他事務の執行につ
いて

1. 高松市土地開発公社
2. 社団法人高松市シルバー人材センター

高松市包括外部監査人 竹中浩一郎

第2部 出資団体及び財政援助団体の出納その他事務の執行について

目 次

I. 外部監査の概要	55
1. 外部監査の種類	55
2. 選定した特定の事件(監査テーマ)	55
(1) 外部監査の対象	55
① 高松市土地開発公社	55
② 社団法人高松市シルバー人材センター	55
(2) 監査対象期間	55
3. 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由	55
(1) 高松市土地開発公社	55
(2) 社団法人高松市シルバー人材センター	56
4. 外部監査の方法(監査要点及び主な監査手続)	56
〈高松市土地開発公社〉	56
(1) 監査要点	56
(2) 主な監査手続	57
〈社団法人高松市シルバー人材センター〉	58
(1) 監査要点	58
(2) 主な監査手続	58
5. 外部監査の実施期間	59
6. 外部監査人及び補助者	59
7. 利害関係	59
II. 高松市土地開発公社	60
1. 団体の概要	60
(1) 目的	60
(2) 基本財産	60
(3) 運営方針	60
(4) 先行取得制度	60
(5) 組織	61
2. 平成19年度包括外部監査意見(公社の未利用土地より抜粋)	62
(1) サンポート高松公共施設	62
(2) 高松港頭地区	63
(3) 市営住宅等	64
3. 団体の財務の状況	66

(1) 貸借対照表(5期分).....	66
(2) 損益計算書(5期分).....	67
(3) キャッシュ・フロー計算書.....	68
(4) 事業原価の内訳明細書(5期分).....	69
(5) 借入金残高の明細.....	71
(6) 土地残高の明細.....	72
4. 監査の結果.....	79
(1) 重大な不正等について.....	79
(2) 平成19年度包括外部監査意見に対する措置の状況について.....	79
5. 監査結果に添えて提出する意見.....	81
(1) 東部運動公園について(再掲).....	81
(2) 繰越準備金について.....	81
(3) 土地開発公社の今後について.....	81
III. 社団法人高松市シルバー人材センター.....	82
1. 団体の概要.....	82
(1) 目的.....	82
(2) 会員.....	82
(3) 運営方針.....	82
(4) 事業状況.....	82
(5) 沿革.....	82
(6) 組織関連図.....	83
(7) 事務局組織図・業務分担図.....	84
(8) 主要業務の流れ.....	85
2. 団体の財務の状況.....	86
(1) 5期推移表.....	86
① 収支計算書.....	86
② 職群別受託事業実施状況.....	87
③ 受託事業収入の内訳.....	88
(2) 平成20年度財務諸表(抜粋).....	90
① 重要な会計方針.....	90
② 貸借対照表.....	90
③ 正味財産増減計算書.....	95
3. 監査の結果.....	101
(1) 重大な不正等について.....	101
(2) 人件費管理について.....	101
(3) 収入印紙について.....	101

(4) 新公益法人会計基準に基づく会計処理について(再掲)	101
① リース会計	101
② 退職給付会計	101
(5) 未収金の明細について(再掲)	101
① 平成20年度発生平成21年3月末残高の明細表	101
② 長期未収入金	102
4. 監査結果に添えて提出する意見	103
(1) 車両運搬具について(再掲)	103
(2) 高額契約(シルバー保険、コンピューターソフトリース)について	103
(3) 固定資産台帳について(再掲)	103
(4) 現金出納業務について	103
(5) 高松市の補助金について	103
(6) 経理・財務業務について	103

(注)[端数処理について]

本報告書における計数は、原則として表示単位未満を四捨五入して表示している。
したがって、内訳を集計した数字が合計と一致しない場合がある。

第2部 出資団体及び財政援助団体の出納その他事務の執行について

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法(以下「法」という。)第252条の37第4項及び高松市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定による包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

(1)外部監査の対象

出資団体及び財政援助団体の出納その他事務の執行について

①高松市土地開発公社

②社団法人高松市シルバー人材センター

(2)監査対象期間

原則として平成20年度(必要に応じて、過年度及び平成21年度についても対象とした。)

3. 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

(1)高松市土地開発公社

以下の理由により、特定の事件を選定した。

①平成20年度において、他自治体の土地開発公社で巨額の横領事件が発覚した。高松市の土地開発公社においても同様の不正は起こりえないのか、市民の関心が高いと考

えられること。

- ②平成19年度の包括外部監査において、未利用土地の件で意見があったので、その後の措置の状況はどうなっているのかフォローアップする必要があると考えられること。
- ③最近、土地価格の下落により先行取得の意義が薄れており、その役割を終えたとの理由から土地開発公社の解散についての検討を始めている自治体もあり、高松市の公社はその必要性がないのか市民の関心の高まりに対し、その情報を提供できると考えられること。

(2) 社団法人高松市シルバー人材センター

以下の理由により、特定の事件に選定した。

- ①平成20年度において、他自治体のシルバー人材センターで多額の横領事件が発覚した。高松市のシルバー人材センターにおいても同様の不正は起こりえないのか、市民の関心が高いと考えられること。
- ②同団体は高松市の出資関係はないが高松市が財政援助を行っている団体である。高松市の援助を受けどのような活動を行っているのか市民の関心が高いと考えられること。
- ③シルバー人材センター事業は、少子高齢化・人口減少社会における生産人口の低下問題を解決する1つの手段として有効と考えられるものである。監査テーマとして選定し、センター事業の透明性を高めることで、同事業の認知度が増し、活性化がはかれるのであれば、社会的に非常に有用であると考えられること。

4. 外部監査の方法(監査要点及び主な監査手続)

〈高松市土地開発公社〉

(1) 監査要点

- ①団体の概要はどのようなものであるか。
- ②土地の取得・保有・売却及び借入について、適切に事務処理されているか。
- ③人事管理は、適切になされているか。
- ④経費管理は、適切になされているか。
- ⑤財産管理は、適切になされているか。
- ⑥決算書は一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して適正に作成されているか。

⑦平成19年度包括外部監査意見の措置はなされているか。

(2)主な監査手続

①下記事項につき、閲覧・質問・視察等を実施し、団体の概要の把握をする。

- 1) 団体の目的
- 2) 団体の沿革
- 3) 役員、職員の状況(組織図)
- 4) 直近5か年の経営状況報告書
- 5) 直近5か年の決算書
- 6) 直近の包括外部監査人の意見
- 7) その他

②土地の取得・保有・売却及び借入について、事務手続の概要を質問・把握し、関連書類の閲覧及び必要に応じて証憑突合・現地視察等を実施し、適切に事務処理されているかどうかを確かめる。また、年度末の借入金残高について、取引銀行すべてに直接確認をすることにより、その実在性・網羅性について確かめる。(特定年度平成20年度)

③下記事項につき、事務手続の概要を質問・把握し、関連書類の閲覧及び必要に応じてサンプルテスト等を実施し、人事管理が適切に事務処理されているかどうかを確かめる。(特定年度平成20年度)

- 1) 給与計算及び支払
- 2) 退職金の計算及び支払
- 3) その他

④土地の取得以外の経費支出について、事務手続の概要を質問・把握し、関連書類の閲覧及び必要に応じてサンプルテスト等を実施し、経費支出が適切に事務処理されているかどうかを確かめる。

⑤下記事項につき、事務手続の概要を質問・把握し、関連書類の閲覧及び必要に応じてサンプルテスト等を実施し、財産管理は適切になされているかどうかを確かめる。また、年度末の預金残高について、取引銀行すべてに直接確認をすることにより、その実在性・網羅性について確かめる。(特定年度平成20年度)

- 1) 現金及び預金管理
- 2) 固定資産管理
- 3) その他

⑥平成20年度の決算書について、一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して作成されているかどうかを確かめる。

⑦平成19年度包括外部監査意見の措置はなされているかどうかを担当者への質問、関連書類の閲覧、現地視察により確かめる。

〈社団法人高松市シルバー人材センター〉

(1) 監査要点

- ①団体の概要はどのようなものであるか。
- ②収納取引及び支出取引について、適切に事務処理されているか。
- ③人事管理は、適切になされているか。
- ④財産管理は、適切になされているか。
- ⑤決算書は一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して適正に作成されているか。

(2) 主な監査手続

- ①下記事項につき、閲覧・質問・視察等を実施し、団体の概要の把握をする。
 - 1) 団体の目的
 - 2) 団体の沿革
 - 3) 役員、従業員の状況(組織図)
 - 4) 直近の通常総会議案書
 - 5) 直近5か年の決算書
 - 6) 直近の主管課、監査委員監査等の指摘事項
 - 7) その他
- ②下記事項につき、事務手続の概要を質問・把握し、関連書類の閲覧及び必要に応じて証憑突合等を実施し、収納取引及び支出取引について、適切に事務処理されているかどうかを確かめる。(特定年度平成20年度)
 - 1) 事業収入
 - 2) 補助金等収入
 - 3) その他収入
 - 4) 事業費支出(人件費以外)
 - 5) 管理費支出(人件費以外)
- ③下記事項につき、事務手続の概要を質問・把握し、関連書類の閲覧及び必要に応じてサンプルテスト等を実施し、人事管理が適切に事務処理されているかどうかを確かめる。(特定年度平成20年度)
 - 1) 給与計算及び支払
 - 2) パート・アルバイト料の計算及び支払
 - 3) 退職金の計算及び支払
 - 4) その他
- ④下記事項につき、事務手続の概要を質問・把握し、関連書類の閲覧及び必要に応じて実査・証憑突合・サンプルテスト等を実施し、財産管理は適切になされているかどうか

かを確認する。また、年度末の預金残高について、取引銀行すべてに直接確認をすることにより、その実在性・網羅性について確認するとともに、簿外借入の有無を確認する。(特定年度平成20年度、ただし、実査をする場合は、当日実施し前日帳簿残高との一致を確認する。)

- 1) 現金及び預金管理
- 2) 固定資産管理
- 3) その他(収入印紙、切手、領収書等)

⑤平成20年度の決算書について、一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して作成されているかどうかを確認する。

5. 外部監査の実施期間

平成21年7月1日から平成22年1月31日まで

6. 外部監査人及び補助者

外部監査人 公認会計士 竹中 浩一郎

補助者 税理士 二川 博之

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

Ⅱ．高松市土地開発公社

1．団体の概要

(1)目的

高松市等の事業計画に基づく公共用地等の取得・管理・処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与する。

(2)基本財産

500万円(高松市からの出捐金)

(3)運営方針

高松市の債務保証を得て、金融機関からの資金の導入及び高松市からの借入金により、公共事業に必要な用地を先行取得し、公共事業の円滑かつ効率的な推進を図る。

(4)先行取得制度

①メリットについて

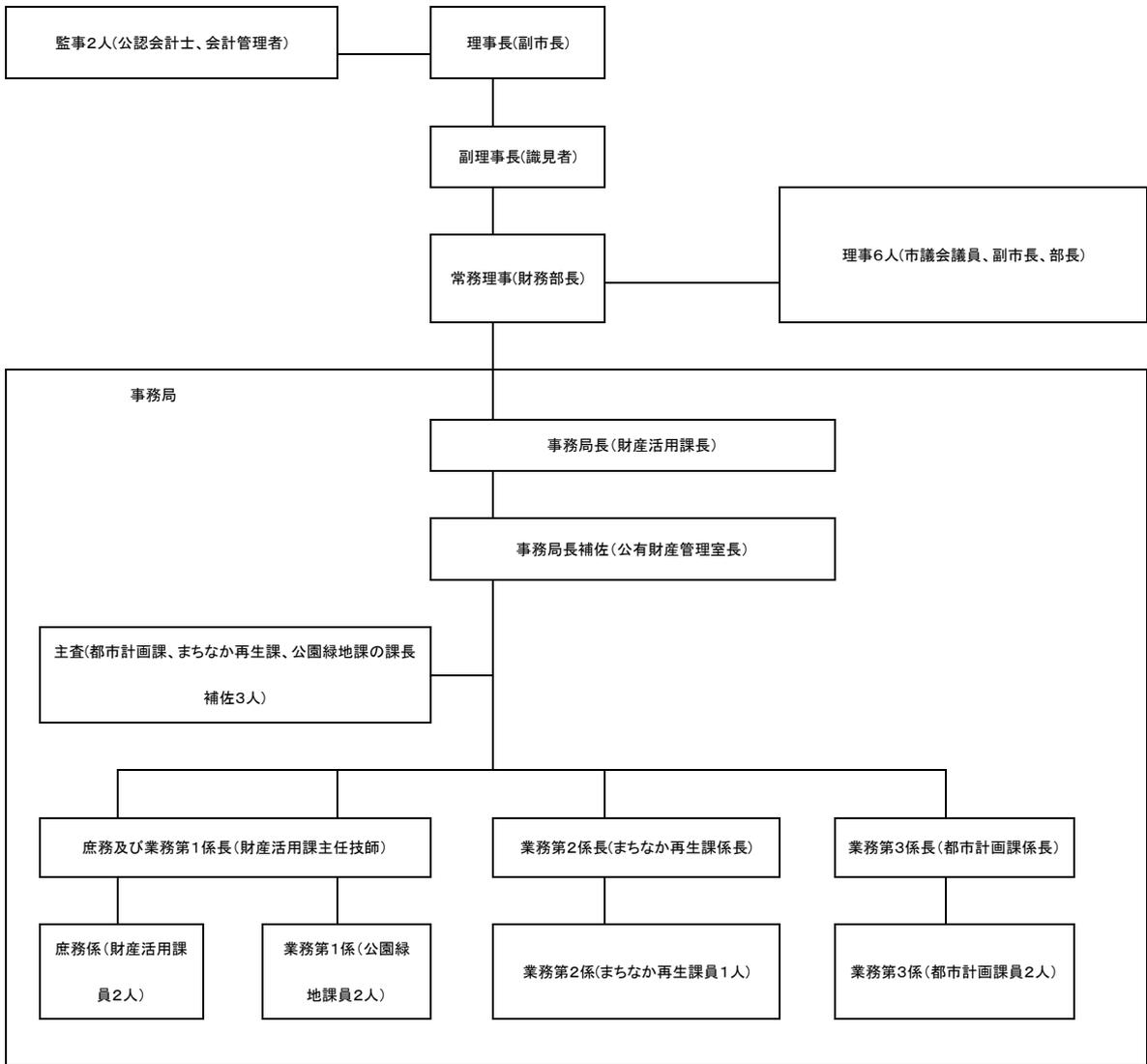
土地の価格が上昇していた時代には、利息よりも土地の価格の上昇額が上回り、差額が利益となりメリットは大きかった。しかし、地価の上昇が見込めない現在の経済情勢下では、先行取得のメリットは薄れてきていると言われている。

②公社の借入は自治体の隠れ借金といわれるゆえんについて

上記(3)に記載のように、公社の借入には、必ず、自治体の債務保証が付されている。仮に、公社が借金をして購入した土地について、自治体を買取りを拒否するとなると、公社は借入金の返済ができなくなり、債務保証をしている自治体は代わりに返済しなければならなくなる。

結局のところ、自治体は公社が取得した土地を取得価額以上の金額で買い取り、その資金で借入金を返済してもらうしかないのである。

(5) 組織



実働(事務局)人員は15人であるが、その業務はすべて市の職員が兼務で対応している。いわゆるプロパー職員はいない。

2. 平成19年度包括外部監査意見（公社の未利用土地より抜粋）

公社が保有している土地について、事業毎に事業計画の進捗状況、今後の実施見通し、現在の利用状況等を台帳を閲覧し、現地視察したところ、次の3件は、既に事業目的を失っているか、または、事業が中止となり再開の見通しが現時点で立っていないものであった。

(1) サンポート高松公共施設

① 土地の概要

事業目的	高松市新市民会館の建設用地		
所在地	高松市サンポート5番		
面積	12,787.17 m ²		
取得年月	平成8年3月		
帳簿価額	用地費	5,498,505	千円
	測量試験費	1,900	千円
	支払利息	842,098	千円
	計	6,342,503	千円
近隣路線価×面積	1,726,268	千円	
時価	2,157,835	千円	
借入金残高	高松市	6,342,503	千円（無利子）

なお、土地の概要に示す時価は、近隣路線価を基に、時価と路線価との乖離率を20%として、 $\text{路線価} \div (1 - 0.2)$ で算出している。

② 土地の現状

高松市新市民会館の建設用地として、平成8年に先行取得したものである。その後、香川県よりサンポート高松の低層棟建物を共同建設する構想を持ち掛けられ、当初の予定が変更され、新市民会館に代わる施設としては、現在、サンポート高松の他の街区で高松市文化芸術ホールとして整備が完了し、平成16年5月にオープンしている。したがって、土地のすべてが利用目的を失っている。

土地取得後、既に11年が経過しており、保有期間が長期化しているため、支払利息負担の削減のため、平成16年度までに、すべて高松市からの無利子の借入金に借り換えを行った。それ以降は、利息負担は生じていないが、平成18年度末までの支払利息の累計額は842,098千円となっている。

当地は、取得後11年が経過しており、平成18年度までに842,098千円の利息負担が生じており、帳簿価額は、6,342,503千円となっている。平成19年の路線価を基準に算定した土地の時価は、2,157,835千円で、4,184,668千円のみ損が生じている。

現在、芝生や植栽等を暫定整備し、市民が、軽スポーツやレクリエーションで楽しめる広場として開放している。土地の一部はスケートボードやインラインスケートが楽しめる施設を整備し、無料で開放している。また、にぎわい創出のためのイベント開催会場としての用に供するため、市都市整備部まちなか再生課が、公社から使用許可を受け、サンポート高松暫定広場の土地の貸付けに関する要綱を設けて、管理運用を行っている。

③意見

この土地は、市民の憩いの場として利用できるように芝生広場として暫定整備が行われているものの、平日は閑散とした状況で、有効に活用されているとはいえない。また、イベントの開催についても年数回程度で、開催頻度が低いうえに、主催者の殆んどが、無料貸付の対象となる国、県、市であるため収益性に乏しい。また、売却をするにしても、都市計画法の地区整備計画の建物等の用途の制限により、住宅、共同住宅等の建設について規制がかけられており、民間のマンション建築業者等への売却も難しい状況にある。

同地は、既に、当初の利用目的を失っており、また、現在の利用状況からしても、公社がいつまでも保有し続けることは望ましくない。今後、市民の憩いの場としての公園を更に整備をする等その活用方法については、十分検討したうえで、市が早期に買い戻しを行うべきである。

(2)高松港頭地区

①土地の概要

事業目的	高松琴平電鉄連続立体交差事業関連用地		
所在地	高松市浜ノ町6番14、6番15		
面積	2,031.30 m ²		
取得年月	平成6年12月、平成7年3月		
帳簿価額	用地費	1,535,454	千円
	測量試験費	798	千円
	支払利息	567,273	千円
	計	2,103,525	千円
近隣路線価×面積	457,043	千円	
時価	571,304	千円	
借入金残高	高松市	2,103,525	千円 (無利子)

②土地の現状

サンポート高松総合整備事業において、平成6年度に先行取得した国鉄清算事業団用地が、高松港頭地区画整備事業により、JR高松駅の南に隣接する土地に換地されたものである。

この土地は、ことでん新高松築港駅の整備の際の工事ヤードとして利用するため、これまで公社で保有してきた。ところが、平成 13 年に、売却先となる高松琴平電気鉄道株式会社が民事再生法の申請をしたため売却は難しい状況となり、事業は一時中断した。現在、同社は再生され一般会社になっているが、同社は既に土地購入資金の原資である玉藻公園整備事業による用地売却金及び補償金を会社再建に費やしており、同社がこの土地を取得する見込みは薄い。一方、香川県では平成 16 年 10 月に、財政再建のため、琴電連立事業の一時休止を表明した。現在、ことでん本町踏切の混雑解消と JR 高松駅との結節機能強化のため、県が設置している高松琴平電鉄交差問題等検討委員会で今後の対応について協議中であるが、県の財政改善を待っての事業再開であることから、この土地の対応は、現在のところ未定となっている。

当地は、取得後 13 年が経過しており、平成 18 年度までに 567,273 千円の利息負担が生じており、帳簿価額は 2,103,525 千円となっている。平成 19 年の路線価を基準に算定した土地の時価は、571,304 千円で 1,532,221 千円の含み損が生じている。

土地は、現在、暫定広場として、イベント開催等に利用されている。平成 18 年度のイベント数は、6 回である。

③意見

この土地は、平成 19 年の時価と比較して 1,532,221 千円の含み損が生じており、将来、高松琴平電気鉄道へ売却する目的で、市が公社から買い戻すにしても、多額の負担が市に生じることとなる。現在の利用状況は、年数回程度のイベント開催等に利用されているが、利用頻度が低いうえに、主催者の殆んどが無料貸付の対象となる NPO 法人等であるため、収益性が低い。現在、ホームページや現地看板により利用を呼びかけているが、今後より積極的な PR により、民間への有償貸付の機会を増やすことも含めて、当面の土地の有効活用に取組むべきである。

(3)市営住宅等

①土地の概要

事業目的	幼稚園、公民館用地	
所在地	高松市屋島西町字新浜 2290 番地 8	
面積	1,955.04 m ²	
取得年月	昭和 55 年	
帳簿価額	用地費	77,224 千円
	工事費	1,548 千円
	諸経費	104 千円
	支払利息	119,794 千円
	計	198,670 千円

近隣路線価×面積	134,897 千円
時 価	168,621 千円
借入金残高	高松市 198,670 千円 (無利子)

②土地の現状

昭和 55 年に近隣の市営住宅の建築予定地とともに幼稚園用地、公民館用地等として先行取得したものであるが、用地取得後に、近隣に私立幼稚園が開園し、公民館も小学校の近隣に建設されたため、この土地は、当初の利用目的を失っているものである。現在は、ちびっこ広場として開放されている。

当地は取得後 27 年が経過しており、支払利息の累計は 119,794 千円に達し、帳簿価額は、198,670 千円にのぼる。平成 19 年の路線価を基準に算定した土地の時価は、168,621 千円で、30,049 千円の含み損が生じている。

③意見

この土地は、当初の利用目的を失っており、今後の利用計画も定まっていない未利用土地である。長い年月、公社が保有したままになっていること自体が、適切に運用されているとはいえず、早期に市が買い戻しを行うべきである。住宅地に位置し、隣に公園のある環境良好な土地であることから、住宅用地としての価値は高く、売却を検討するに適した土地である。

3. 団体の財務の状況

(1) 貸借対照表(5期分)

(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
資産の部						
1流動資産						
(1)現金及び預金	84,591	84,735	84,801	84,917	85,048	* 3
(2)公有用地	18,635,424	17,877,419	16,464,344	15,319,396	14,514,060	* 1、2
(3)代行用地	1,791,938	1,800,213	1,809,779	1,820,657	1,838,530	* 1、2
資産合計	20,511,952	19,762,366	18,358,924	17,224,970	16,437,637	
負債の部						
1流動負債						
(1)預り金	89	149	111	119	127	
流動負債計	89	149	111	119	127	
2固定負債						
(1)長期借入金	20,427,362	19,677,631	18,274,123	17,140,053	16,352,590	* 2
固定負債計	20,427,362	19,677,631	18,274,123	17,140,053	16,352,590	
負債合計	20,427,451	19,677,780	18,274,234	17,140,172	16,352,717	
資本の部						
1基本金						
(1)基本財産	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
基本金計	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
2準備金						
(1)前期繰越準備金	79,355	79,502	79,586	79,690	79,798	
(2)当期利益	147	84	104	108	123	
準備金計	79,502	79,586	79,690	79,798	79,920	* 3
資本合計	84,502	84,586	84,690	84,798	84,920	
負債資本合計	20,511,952	19,762,366	18,358,924	17,224,970	16,437,637	

* 1 : 公有用地とは公社名義で取得した土地をいい、代行用地とは市名義で取得した土地をいう。最終的にどちらも市が買取りをするため、科目名は異なるが実質的には同じものと考えて問題はないといえる。

* 2 : 土地の帳簿価額(公有用地及び代行用地合計)は借入金残高と一致している。

* 3 : 準備金残高が約 8 千万円ある。これについては、市の買取りに対し事務手数料を請求・入金していたためである。この資金は使われることなく、預金されている。

また、上記預金残高について、銀行に確認書を発送・回収し、銀行回答金額と一致していることを確かめた。

(2) 損益計算書(5期分)

(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
1事業収益						
(1)公有地取得事業収益	1,959,646	1,220,402	1,592,427	1,235,119	912,330	* 1
事業収益計	1,959,646	1,220,402	1,592,427	1,235,119	912,330	
2事業原価						
(1)公有地取得事業原価	1,958,299	1,219,002	1,591,064	1,234,805	912,053	* 1
事業原価計	1,958,299	1,219,002	1,591,064	1,234,805	912,053	
事業総利益	1,348	1,400	1,363	314	277	
3一般管理費						
(1)一般管理費	1,367	1,443	1,373	551	746	* 2
一般管理費計	1,367	1,443	1,373	551	746	
事業利益又は損失	△20	△44	△10	△236	△469	
4事業外収益						
(1)受取利息	100	100	112	344	505	
(2)雑収益	67	28	2	0	86	
事業外収益	167	127	114	344	591	
当期利益	147	84	104	108	123	

* 1 : 収益及び原価は、市の買戻しにより計上され、市の予算に左右されるもので、市の財政とも関係が深い。また、市の土地の買取価格には当該団体の損益がバランスするように若干の事務手数料が付されている。

* 2 : 一般管理費について、平成19年度に半減以下となっているが、役員報酬の減少が主な理由である。なお平成20年度の内訳は以下のとおりであった。

(単位:千円)

人件費	600	副理事長(識見者)役員報酬
経費	146	
合計	746	

(3) キャッシュ・フロー計算書

(土地開発公社経理基準要綱の改正に伴い平成20年度より作成)

(単位:千円)

	平成20年度
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
公有地取得事業収入	912,330
その他事業収入	56,843
(借入金支払利息収益)	(56,757)
(事業外収益)	(86)
公有地取得事業支出	△ 63,186
その他事業支出	
人件費支出	△ 600
その他の業務支出	△ 146
小計	905,242
利息の受取額	505
利息の支払額	△ 61,403
事業活動によるキャッシュ・フロー	844,344
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	63,186
長期借入金返済による支出	△ 907,399
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 844,213
IV 現金及び現金同等物増加額(又は減少額)	131
V 現金及び現金同等物期首残高	917
VI 現金及び現金同等物期末残高(注1)	1,048

(注1) 現金及び現金同等物と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

(単位:千円)

貸借対照表の「現金及び預金」	85,048
上記のうち預入期間が3か月を超える定期預金	△ 84,000 * 1
合計	1,048

* 1: 定期預金として、運用されている。

(4) 事業原価の内訳明細書(5期分)

(附属明細書・当期増加高内訳表より)

(単位:千円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
用地費		706,124	301,416	28,677	6,934	63,186	
補償費		3,400					
測量試験費		2,019					
取得費合計		711,544	301,416	28,677	6,934	63,186	* 1
支払利息		173,627	167,856	158,880	93,801	61,403	
当期土地原価算入額		885,170	469,272	187,556	100,735	124,590	
前期末公有用地		20,011,964	18,635,424	17,877,419	16,464,344	15,319,396	
前期末代行用地		1,488,526	1,791,938	1,800,213	1,809,779	1,820,657	
当期末公有用地		△18,635,424	△17,877,419	△16,464,344	△15,319,396	△14,514,060	
当期末代行用地		△1,791,938	△1,800,213	△1,809,779	△1,820,657	△1,838,530	
事業原価		1,958,299	1,219,002	1,591,064	1,234,805	912,053	
【当期土地原価算入額内訳】							
都市計画道路	取得費	187,169	301,416	12,500		63,186	
	支払利息	21,781	17,257	22,078	18,749	9,965	
市営住宅等	取得費						* 2
	支払利息						* 3
サンポート高松公共施設	取得費						* 2
	支払利息	12,159					* 3
港頭地区(公共用等用地)	取得費	21					* 2
	支払利息	32,813	32,476	17,254			* 3
玉藻公園	取得費						* 2
	支払利息	69,073	73,274	80,177	44,110	28,566	
城内中学校用地	取得費	295,698					* 2
	支払利息	81	4,230	3,319	2,646	2,506	
東部運動公園	取得費						* 2
	支払利息	26,415	29,869	32,354	27,971	20,332	
市街地再開発関連 (高松駅南線)	取得費			16,177	6,934		
	支払利息	1,162	78	8	273	35	
仏生山公園	取得費	19,900					
	支払利息	597	618	321	52		

太田第2地区公共 施設	取得費					
	支払利息	8,708	9,486			
コミュニティセンター 整備	取得費	179,623				
	支払利息	719	355			
古高松消防屯所整 備	取得費					
	支払利息		213			
南消防署整備	取得費	29,133				
	支払利息	116		3,368		
当期土地原価算入 額	取得費	711,544	301,416	28,677	6,934	63,186
	支払利息	173,627	167,856	158,880	93,801	61,403
	合計	885,170	469,272	187,556	100,735	124,590

* 1 : 取得費には、人件費が含まれていない。土地の取得価格を正しく計算するという原価計算目的からすると取得に要する事務人件費は当然算入すべきである。しかし、当会社には、いわゆるプロパー職員はおらず、市職員が事務処理を兼務で行っているため、計上されていないものである。

* 2 : 平成20年度末現在の公社保有地について、ここ数年、都市計画道路以外の新規の取得はなく、取得に要した借入金の利息が計上されているだけである。先行取得制度により、銀行借入をして土地を購入することは、市が買取りをするまでの間、余分な利息が必要となる仕組みであるといえる。

* 3 : 支払利息が計上されていないのは、借入金全額が市からの無利子借入金に切替えとなっているからである。

* 4 : 土地原価算入支払利息計上額のレビュー

(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
長期借入金残高	20,427,362	19,677,631	18,274,123	17,140,053	16,352,590
高松市	6,927,911	6,927,851	9,027,889	11,027,881	11,027,873
銀行	13,499,451	12,749,780	9,246,234	6,112,172	5,324,717
銀行借入金期首期末平均残高	15,761,109	13,124,616	10,998,007	7,679,203	5,718,445
平均借入利率(* 4 / * 5)	1.102%	1.279%	1.445%	1.221%	1.074%

平均借入利率は、市況を反映したものであり、異常は見られず、利息計上額は妥当なものであるといえる。

(5)借入金残高の明細

【相手先別借入金残高明細】		(単位:千円)
	平成20年度	
㈱百十四銀行	3,517,871	
㈱香川銀行	1,370,967	
高松信用金庫	435,878	
銀行合計	5,324,717	
高松市	11,027,873	
借入金合計	16,352,590	

①高松市借入金について

金利負担軽減のため、市が公社に事業資金を無利子で貸し付け、銀行借入金の返済等に充てているものである。この場合、土地所有者の名義が公社か市かの違いがあるだけであり、実質的には、切替えの時点より市が公社から買い取っている状況にあるといえる。いかえると、市の土地であるものが形式的には貸付金であるという、資産の名称が異なっているだけである。したがって、この状態にあるものを帳簿価額で買取りをしても、市の財政状態には何の影響も及ぼさないといえる。

②銀行借入金について

上記全銀行に対し、確認書を発送・回収し、銀行回答金額と一致していることを確かめた。

(6) 土地残高の明細

土地残高（帳簿価額）と借入金残高は一致していることから、事業名ごとに対比できるように以下の明細表を作成した。

(単位：千円)

事業名	土地残高(平成20年度末)		借入金残高(平成20年度末)	
	公有・代行	金額	民間・市	金額
都市計画道路	公有用地	887,733	銀行借入	729,406
	代行用地	39,963	高松市借入	198,291
	合計	927,697	合計	927,697
市営住宅等 *1	公有用地	198,670	高松市借入	198,670
サンポート高松公共施設 *2	公有用地	6,342,503	高松市借入	6,342,503
港頭地区(公共用等用地) *3	公有用地	2,103,525	高松市借入	2,103,525
玉藻公園 *4	公有用地	4,443,429	銀行借入	2,443,258
			高松市借入	2,000,171
			合計	4,443,429
城内中学校用地 *5	代行用地	308,480	銀行借入	123,769
			高松市借入	184,711
			合計	308,480
東部運動公園 *6	公有用地	538,198	銀行借入	2,028,284
	代行用地	1,490,086		
	合計	2,028,284		
総合計		16,352,590		16,352,590

*** 1 : 市営住宅等（平成19年度包括外部監査意見 公社の未利用土地）**

【事業の概要】

2.（3）参照

【帳簿価額及び追加資金調達に必要な金額】

平成20年度末現在、帳簿価額約1億9千8百万円の土地。有利子借入金はなく、全額が市からの無利子借入金に切替え済み。したがって、市は当該土地の買取りをするために新たに資金調達をする必要がない。

【視察の結果】

周辺は、賃貸住宅(アパート・マンション)、住宅が立ち並ぶ良好な住宅地と思われた。しかしながら、最近の地価情報によると、近辺の地価は下落傾向にあるといえる。当該用地は、住宅地としての価値は高く、仮に民間に売却すれば、地価の下落により帳簿価額を割る懸念はあるが、その後固定資産税収入分は見込まれ、その分だけ市の財政は改善する。

民間売却しないことは、その機会をみすみす逃していることといえる。当該土地の利活用策を検討し有効な活用策がないのであれば、時価にて民間売却すべきである。(意見)

【航空写真】



*** 2 : サポート高松公共施設（平成19年度包括外部監査意見 公社の未利用土地）**

【事業の概要】

2.（1）参照。

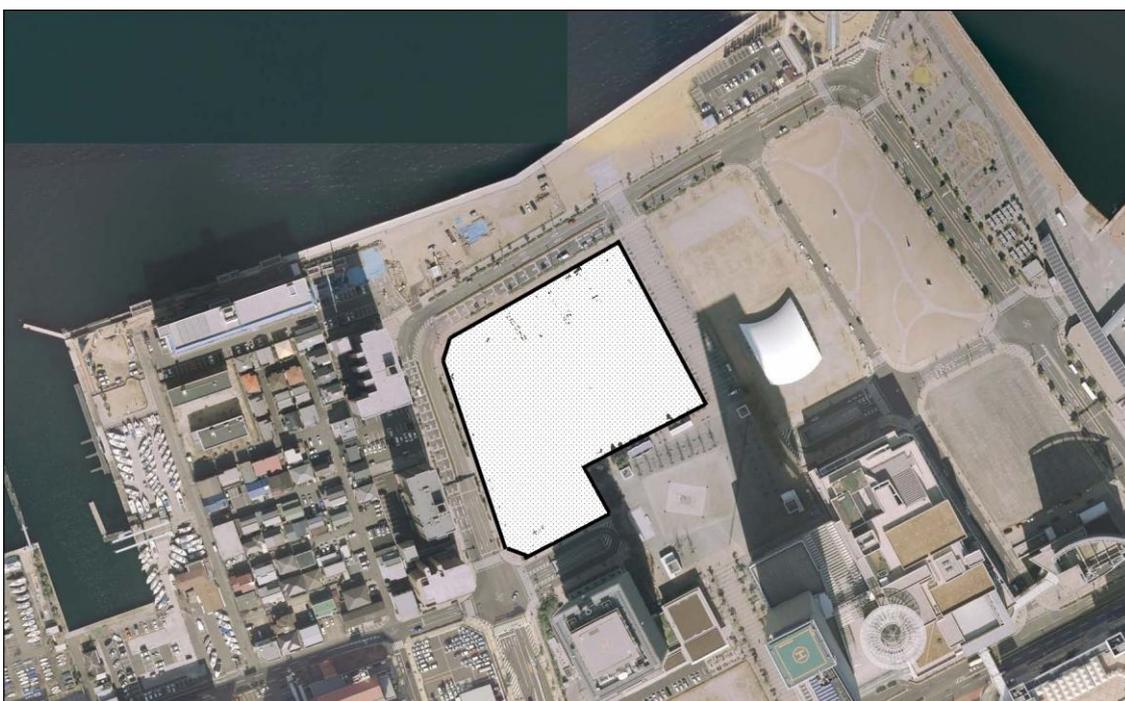
【帳簿価額及び追加資金調達の必要金額】

平成20年度末現在、帳簿価額約63億4千2百万円の土地。有利子借入金はなく、全額が市からの無利子借入金に切替え済み。したがって、市は当該土地の買取りをするために新たに資金調達をする必要がない。

【視察の結果】

隣接する香川県の土地と合わせると、広大な面積の土地である。高松駅に近接した、ウォーターフロントであることから、開発の可能性の選択肢の多い土地であるといえる。そのため、土地利用に関してさまざまな意見があっておかしくないが、有効活用については、相当な理由がなければならぬと考えられる。いずれにしても、市単独の意思で決定すべきものではないと考えられる土地であるといえる。

【航空写真】



* 3 : 港頭地区(公共用等用地) (平成19年度包括外部監査意見 公社の未利用土地)

【事業の概要】

2.(2)参照。その後、平成22年1月、香川県公共事業再評価委員会は休止中の高松琴平電鉄連続立体交差事業について、県の諮問をうけて「事業中止」の答申をまとめた。同委員会の判断を踏まえ、県は年度末にも事業中止を正式決定する見込みのようである。

【帳簿価額及び追加資金調達が必要金額】

平成20年度末現在、帳簿価額約21億3百万円の土地。有利子借入金はなく、全額が市からの無利子借入金に切替え済み。したがって、市は当該土地の買取りをするために新たに資金調達をする必要がない。

【視察の結果】

当該地は、公道との間に県有地があり、県有地と一体で利用する必要があると考えられる。例えば、民間の事業会社等がマンションやホテルを建てるにしても、県との協議が必要となることから、市単独での意思決定で売却等ができるものではないといえる。

【航空写真】



* 4 : 玉藻公園

【事業の概要】

公園西側に中堀を再現した親水広場などを整備する事業であるが、高松琴平電鉄連続立体交差事業の休止に伴い、芝生スペース、バス駐車場など暫定的な利用がなされている。公社の保有地も残っているが、市の買戻しは進んでいるようである。なお、ホテル等建物の移転補償費が取得費用に含まれているため、高い帳簿価額となっている。

【帳簿価額及び追加資金調達の必要金額】

平成20年度末現在、帳簿価額約44億4千3百万円の土地。同時点の有利子借入金残高は約24億4千3百万円。市は当該土地の買取りをするために、この借入金と買取時までの支払利息を合わせた金額につき、新たに資金調達をする必要がある。

【視察の結果】

管理上の面からフェンス等で覆われているが、公社保有地は面積も少ないため、一般に開放されたとしても有効に活用できるものではないといえる。

【航空写真】



* 5 : 城内中学校用地

【事業の概要】

新設統合校の整備に伴い、閉校する4小学校と1中学校の跡地・跡施設について、平成20年5月に「学校跡地・跡施設利用庁内検討委員会」を設置して、地域住民等の意向等も踏まえ、全庁的な視点で検討を行い、21年3月に、「学校跡地・跡施設利用基本計画」を策定した。

この基本計画において、跡地は売却しないこととしており、城内中学校の跡地・跡施設については、将来的な高松城跡の史跡の追加指定も踏まえ、校舎は閉鎖して、運動場を下水道工事の作業ヤードとして暫定的に利用している。

【帳簿価額及び追加資金調達の必要金額】

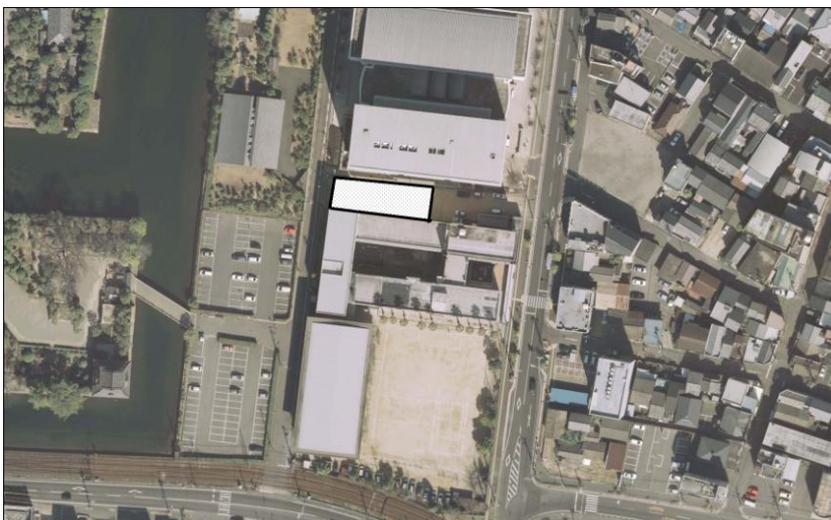
平成20年度末現在、帳簿価額約3億8百万円の土地。同時点の有利子借入金残高は約1億2千4百万円。市は当該土地の買取りをするために、この借入金と買取時までの支払利息を合わせた金額につき、新たに資金調達をする必要がある。

【視察の結果】

元城内中学校と香川県立ミュージアムに挟まれた土地である。

管理上の面からフェンス等で覆われているが、長狭な土地でもあることから、一般に開放されたとしても有効に活用できるものではないといえる。

【航空写真】



* 6 : 東部運動公園

【事業計画】

東部運動公園は、当初、本格的な競技施設を整備する計画であったが、その後、本市の厳しい財政状況等を踏まえ、市民のニーズを反映するためのアンケート調査を実施し、平成18年度に基本計画の見直しを行った。見直し後は、スポーツ広場や野球広場・トリム広場・多目的広場など市民が気軽に利用できる施設を整備する計画としている。

【帳簿価額及び追加資金調達の必要金額】

平成20年度末現在、帳簿価額約20億2千8百万円の土地。全額が有利子借入金である。市は当該土地の買取りをするために、この借入金と買取時までの支払利息を合わせた金額につき、新たに資金調達をする必要がある。

【視察の結果】

同公園では、フットサル場などが段階的にオープンしていた。これまでも市の買取りがなされてきたが、今後も多額の資金が必要であり、その投入資金を活かすためにも、さらに市民の認知度を高め、同施設が有効活用されるよう、市は大々的な広報活動をする必要があると考えられる。(意見)

【計画図】



4. 監査の結果

(1) 重大な不正等について

平成20年度の決算書類の調査の結果、重大な不正等はなかった。

(2) 平成19年度包括外部監査意見に対する措置の状況について

結論からいうと、進展は見られなかったが、以下で述べる①サンポート高松公共施設及び②港頭地区(公共用等用地)については、市単独の意思決定で解決がなされるものではないので、市は、香川県等の関係者に新たな開発計画の協議及び決断を急ぐべきとの働きかけをすべきである。(意見)

①サンポート高松公共施設について

県との合同事業であり、サンポート事業の計画変更により、遊休地となった土地である。

まちづくりの観点から、重要な拠点に位置し、安易に民間の事業会社等に売却すべきではないとの意見も当然あると考えられる。県所有の土地と隣接しており、県と協議を重ねるなかで、一体として有効活用が望まれる土地である。

なお、サンポート事業用地は、県や香川大学と、より一層の連携を図りながら、その活用策について検討を進めるとのことである。

②港頭地区(公共用等用地)について

高松琴平電鉄連続立体交差事業用地として取得したものであるが、琴電の破綻というやむなき理由により、遊休地となった土地で、現在は暫定広場として供用されている。

同事業は、「香川県公共事業再評価委員会」より中止の答申がまとめられているが、駅前という好立地の用地であり、県所有の土地と隣接していることから、まちづくりという観点からも、サンポート高松公共施設と同様に、県と協議を重ねて有効活用について検討すべきであると考えられる。

③市営住宅等について

隣に公園があり、現在もちびっこ広場として一般に開放されていた。ともに公園緑地課が管理をおこなっている。

住宅地として売却することについては、昨今の土地価格の下落により、帳簿価額を割る見込みである。しかし、民間売却するとすれば得られる固定資産税相当額については、機会損失が毎年生じている事実が変わりはなく、時間の経過とともにその損失は拡大している状態であるといえる。

市は、早急に利活用策の検討をすべきである。(意見)

なお、上記①～③土地の借入金は、すべて市の無利子借入金に切り替えられており、名義が公社か市かの違いがあるだけであり、実質的には、切替えの時点より市が公社から買い取っている状況にあるといえる。

5. 監査結果に添えて提出する意見

(1) 東部運動公園について(再掲)

同公園では、フットサル場などが段階的にオープンしていた。これまでも市の買取りがなされてきたが、今後も多額の資金が必要であり、その投入資金を活かすためにも、さらに市民の認知度を高め、同施設が有効活用されるよう、市は大々的な広報活動をする必要があると考えられる。

(2) 繰越準備金について

現金及び預金のうち約7900万円は繰越準備金に対応するものであり、これは、市の買取りに対し事務手数料として請求していたものが累積されたものである。現在、人件費・家賃・光熱費等の事務費の大部分は市が負担しており、土地の取得については新規借入を実行するため、公社で特に必要な内部留保資金というものはない。キャッシュフロー計算書からもわかるように、これに基本財産500万円を加えた、8400万円については定期預金で運用されており、平成20年度の公社事務費の約2/3に相当する額の利息収入がある。

この繰越準備金については、市全体として財政状況に余裕があるわけではないことから、公社の借入金返済資金の一部に充てるなど有効活用すべきである。

(3) 土地開発公社の今後について

土地開発公社については、存廃も含め、今後のあり方について議論を始める時期にあると考えられ、以下の点に留意すべきである。

- ①現在のデフレの状況では、先行取得制度は逆ざやで損失を招いているといえる。今後の用地取得については、先行取得のメリットの有無や、市の綿密な予算編成による取得の可能性について検討すること。
- ②新規取得は減少方向にあり、公社は、取得に要した借入金の返済および市への売却処理が主な業務となってきている。借入金の返済が終了すると、公社は休眠状態になると考えられる。休眠状態での存続には、無償兼務で役員及び職員となっている市職員の見えない人件費等、公社運営コストがかかり続けること。
- ③団体解散の際の大きな問題の一つが、いわゆるプロパー職員の処遇問題であるが、当該公社は市職員の兼務で運営されていること。

Ⅲ. 社団法人高松市シルバー人材センター

1. 団体の概要

(1) 目的

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)」に基づき、60歳以上で定年退職した高齢者等を会員とし、民間企業・公共団体・個人から臨時的・短期的または軽易な仕事を受注し、就業により社会に貢献するとともに、生きがいづくりに資することを目的とする。

(2) 会員

高松市内に住所を有し、健康で働く意欲のある60歳以上でセンターの趣旨等に賛同する人。

(3) 運営方針

自主・自立、共働・共助の理念のもと、会員の豊かな経験と技能等を生かし、発注者の満足が得られる良質のシルバー事業の提供に努める。

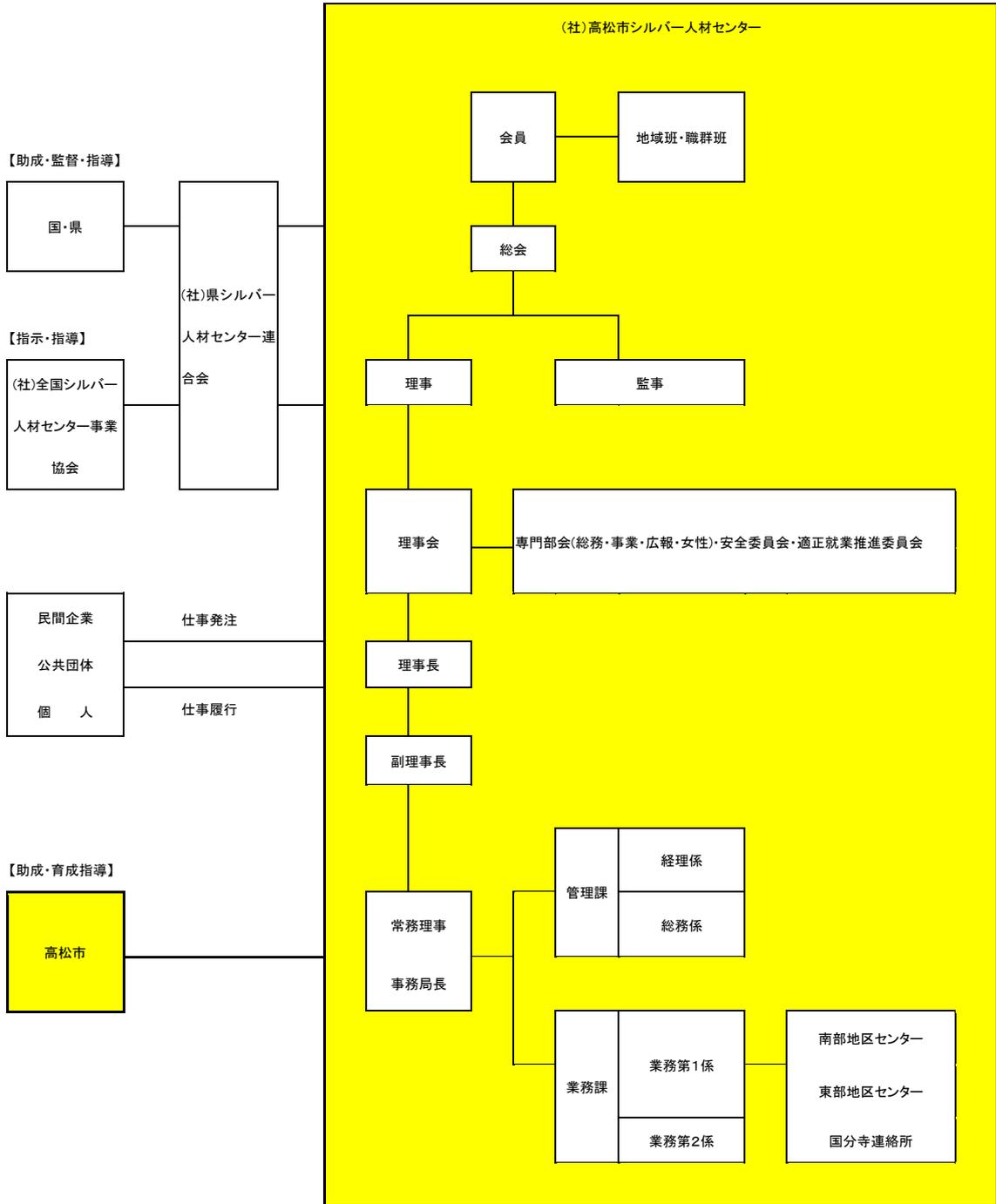
(4) 事業状況

- ① 会員募集、会員就業先開拓及びシルバー事業の普及啓発
- ② 会員就業に係る請負、受託及びシルバー派遣事業の実施
- ③ 高齢者就業相談、無料職業紹介事業の実施
- ④ 高齢者の技能、知識取得講習会等の実施

(5) 沿革

昭和57年4月1日設立。また平成の大合併に伴い、平成17年9月26日に塩江町、平成18年1月10日に香南町、牟礼町、庵治町、国分寺町、香川町の各シルバー人材センターと統合した。

(6) 組織関連図



(7) 事務局組織図・業務分担図

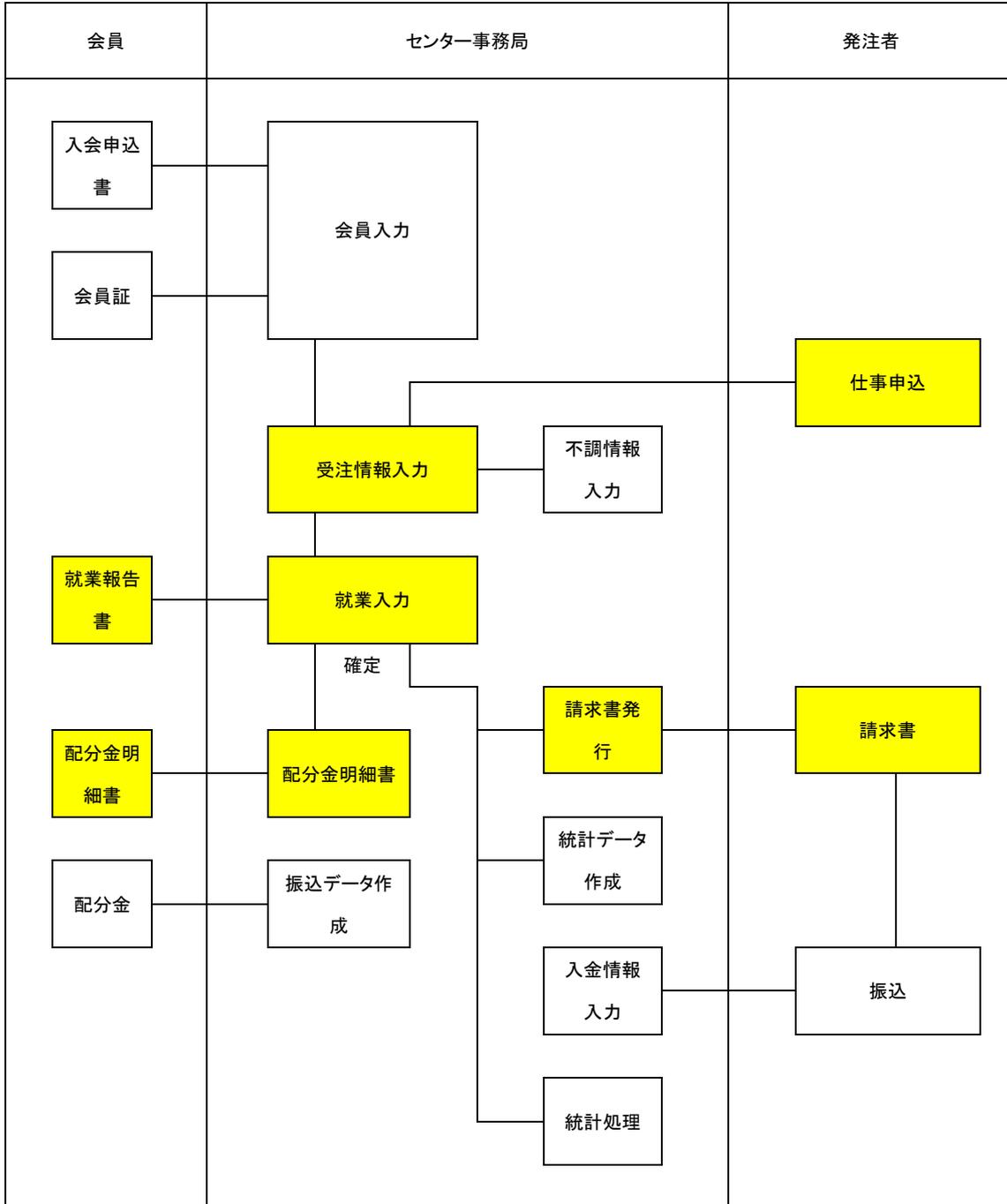
平成20年度(社)高松市シルバー人材センター組織・担当者氏名・事務分掌より

	課	係	事務分掌		
			主務者	分掌事項	補助者
常務理事・事務局局長・嘱託職員(高松市役所OB)A	本部業務課長兼務業務第2係長・嘱託職員B	業務第1係長・嘱託職員(高松市外郭団体OB)D		公共関係受注業務担当(詳細な業務は省略)	シルバー会員2名
			嘱託職員F	電算入力担当(詳細な業務は省略)	シルバー会員1名
		嘱託職員G	民間(個人)受注業務担当(詳細な業務は省略)	なし	
		嘱託職員H	(軽度)生活援助事業担当(詳細な業務は省略)	シルバー会員1名	
			民間(企業)受注業務担当(詳細な業務は省略)	シルバー会員1名	
	本部管理課長兼務総務係長・嘱託職員C	経理係長・プロパー職員E	嘱託職員I	経理業務全般担当(詳細な業務は省略)	なし
				①物品管理補助に関すること。 ②会員活動支援業務(詳細な業務は省略)	なし
			総務業務全般担当(詳細な業務は省略)	なし	

その他、南部地区センター嘱託職員2名・臨時職員1名、東部地区センター嘱託職員1名・臨時職員1名、国分寺連絡所嘱託職員1名配置している。上記、業務第1係長D及び経理係長Eが兼務でそれぞれ管轄している。

事務局はプロパー1名、嘱託12名、臨時2名の合計15人体制及びシルバー会員等の補助で平時は運営している。

(8) 主要業務の流れ



発注者から電話等による仕事申込があれば、センター事務局で受注情報を入力し、(会員に仕事を手配し) 会員の就業報告書をもとに就業入力をする、売上・仕入のデータが同時に作成されるという仕組みである。

2. 団体の財務の状況

(1) 5期推移表

①収支計算書

(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
受託事業収入	354,374	448,118	676,018	701,678	676,750	
派遣事業受託収入		23	247	336	577	
会費収入	922	1,043	1,572	1,748	1,813	
補助金収入	39,637	36,342	52,007	50,145	43,208	* 2
寄付金収入	640	20,757	650	650	650	* 2
雑収入	22	281	414	979	826	
当期収入合計	395,596	506,564	730,908	755,536	723,823	* 1
事業費						
受託事業費	320,801	407,608	620,900	646,139	621,222	
安全・適正就業推進費	2,621	2,852	3,283	3,419	3,093	
普及啓発費	2,955	4,143	4,021	4,726	3,304	
就業開拓提供費	18,751	17,650	21,813	29,906	28,313	
調査研究費支出					174	
福祉家事援助費	3,599	3,798	5,367	5,769	5,722	
地域高齢者社会参加 促進費		3,245	3,145	3,361	3,086	
SP事業費	2,707	2,727	2,660	2,277	1,031	
事業費計	351,434	442,022	661,189	695,598	665,945	
管理費						
人件費	30,065	31,747	45,676	45,273	40,950	* 3
一般運営費	10,789	20,846	22,765	22,277	17,177	
委託金等返還支出	0					
管理費計	40,854	52,593	68,441	67,549	58,127	
固定資産取得支出	1,059	2,093	5,505	585	581	
敷金・保証金等支出	9	26	18			
当期支出合計	393,356	496,733	735,153	763,732	724,653	
当期収支差額	2,239	9,831	△4,245	△8,196	△829	
【補助金収入の内訳】						
連合交付金収入	15,050	15,330	17,730	18,600	18,100	

香川県補助金収入	1,196	1,712	3,147	1,198	814	
高松市補助金収入	20,850	16,574	28,567	28,070	23,098	* 2
連合助成金収入					165	
SP 協力金収入	1,890	2,205	2,205			
SP 分担金収入	651	521	358			
SP 技能講習共同費収入				2,277	1,031	
補助金収入計	39,637	36,342	52,007	50,145	43,208	
会員数(期末現在)	1057 人	1505 人	1673 人	1857 人	1974 人	* 1

SP:シニアワークプログラムのこと

* 1 : 平成 17 年度の期中に市町村合併した。合併に伴うセンター統合により組織及び収入は拡大している。それ以降も、会員数は伸びている。これは、団塊世代の大量退職および経済的理由からの入会希望者の増加等の影響によるものである。事業収入も平成 19 年度までは伸びているが、平成 20 年度に悪化している。この要因は以下の職群別受託事業実施状況のコメントを参照のこと。

* 2 : 平成 17 年度において、合併による組織拡大があったので翌平成 18 年度に補助金が増加している。一方、合併による統合シルバーからの受入財産の額により、平成 17 年度の寄付金収入が増加している。

②職群別受託事業実施状況

(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
受託事業収入						
技術	444	1,879	2,009	425	437	
技能	32,177	54,457	92,896	94,920	95,543	
事務整理	5,772	6,783	6,934	8,964	3,483	
管理	73,095	78,371	69,276	73,769	70,618	
折衝外交	911	7,054	9,174	5,172	6,737	
単純作業	190,140	248,751	440,977	456,933	435,399	* 1
家事等サービス	51,836	50,823	54,753	61,494	64,534	* 2
計	354,374	448,118	676,018	701,678	676,750	
同構成比率						
技術	0.1%	0.4%	0.3%	0.1%	0.1%	

技能	9.1%	12.2%	13.7%	13.5%	14.1%	
事務整理	1.6%	1.5%	1.0%	1.3%	0.5%	
管理	20.6%	17.5%	10.2%	10.5%	10.4%	
折衝外交	0.3%	1.6%	1.4%	0.7%	1.0%	
単純作業	53.7%	55.5%	65.2%	65.1%	64.3%	* 1
家事等サービス	14.6%	11.3%	8.1%	8.8%	9.5%	* 2
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

* 1 : 仕事の内容は、草刈等の単純作業の割合が高い(約3分の2)。しかし、平成20年度から単純作業の収入の金額及び割合は低下している。これについて、大口の企業等からの受注は、最近の経済情勢を反映し大きく減少している。

また、高松市は平成18年度から指定管理者制度を導入し公園等の管理を民間の業者に指定管理している。当団体の統合年度と同じとなったため、変化はわかりにくい。民間の業者は草刈り等の単純作業も自分たちでしてコスト削減するので、当団体の高松市の仕事は減少している。

* 2 : 平成19年度、20年度と、家事等代行サービスが増加傾向にある。家事等サービスは、一人暮らし老人家庭等を対象とした軽度生活援助事業により増加傾向にある。ただし、小口であるため収入の割に事務処理コストはかさむものである。

③受託事業収入の内訳

(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
配分金	312,921	396,234	594,720	620,041	593,981	* 1
材料・就業雑費	19,684	24,417	40,023	38,537	41,606	* 2
事務費	21,769	27,467	41,275	43,100	41,163	* 3
計	354,374	448,118	676,018	701,678	676,750	
配分金	88.3%	88.4%	88.0%	88.4%	87.8%	* 1
材料・就業雑費	5.6%	5.4%	5.9%	5.5%	6.1%	* 2
事務費	6.1%	6.1%	6.1%	6.1%	6.1%	* 3
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

* 1 : 配分金収入は、全額会員へと配分される。

* 2 : 材料・就業雑費は実額と完全に一致はしない。しかし、実額も変動費的に発生するため、売上の減少の影響による採算悪化が相対的に少ない。

* 3 : 事務費は配分金の7パーセントを徴収している。実額は固定費的に発生するため、売上が下がると固定費の影響で採算悪化する。

(2)平成20年度財務諸表(抜粋)

①重要な会計方針

1) 固定資産の減価償却の方法

減価償却資産について、定額法により直接減価償却をしている。

2) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は税込方式によっている。

②貸借対照表

平成21年3月31日現在

(単位:千円)

	金額
I 資産の部	
1 流動資産	
現金	324
普通預金	17,265
未収金	49,433
流動資産合計	67,023
2 固定資産	
車両運搬具	4,759
什器備品	1,348
電話加入権	228
預託金	53
財政運営資金積立資産	1,500
固定資産取得積立資産	11,000
固定資産合計	18,888
資産合計	85,911
II 負債の部	
1 流動負債	
未払金	46,500
預かり金	430
流動負債合計	46,930
負債合計	46,930
III 正味財産の部	

一般正味財産	38,981
一般正味財産合計	38,981
負債および正味財産合計	85,911

貸借対照表の残高等については、以下の財産目録により、詳細な検討をする。

財産目録 平成 21 年 3 月 31 日現在		(単位:千円)	
		金額	
資産の部			
現金		324	
普通預金	百十四銀行 高松市役所支店	17,265	* 1
定期預金	百十四銀行 高松市役所支店	12,500	* 2
未収金	大和館外 1002 件	49,433	* 3
車輛運搬具	軽ダンプ外 19 件	4,759	* 5
什器備品	三菱エアコン外 10 件	1,348	* 5
電話加入権	電話	228	* 5
預託金		53	
資産合計		85,911	
負債の部			
未払金	(株)ハナゾノ外 25 件	3,071	* 4
未払金	会員配分金 871 名	42,957	* 4
未払金	社会保険料・労働保険料等	472	* 4
預かり金	社会保険料	430	
負債合計		46,930	
差引正味財産		38,981	

* 1 : 銀行確認書を発送・回収し、銀行回答金額との間に重要な差異はないことを確かめた。

* 2 : 銀行確認書を発送・回収し、銀行回答金額との一致を確かめた。

* 3 : 団体作成の未収金明細書によると、以下のとおりであった。

(単位:千円)	
18 年度発生未収金残高	275
19 年度発生未収金残高	1,049
20 年度発生未収金残高	47,411

派遣事業 20 年度事務手数料	577
労働保険料 20 年度確定清算	104
車両貸料	17
合計	49,433

20 年度発生未収金残高について、枚数が多いと言う理由から最終ページしかアウトプットしていなかった。全ページアウトプットすべきとの指摘の後、アウトプットしたが、その後の更新処理がなされていたため金額に若干の差異が生じていた。差異の原因追求及び次年度以降全ページアウトプットするようにすべきである。(結果)

長期末収入金で金額の大きい案件に、破産・死亡・行方不明などの最大限に回収の努力をしてもなおかつ回収が困難であると考えられる債権がみられた。同債権については、損失処理が必要であると考えられる。(結果)

* 4 : 団体作成未払金明細書をレビューした。主なものは会員配分金の未払 42,957 千円で、後は少額のものであり、異常な内容のものはなかった。

* 5 : 固定資産一覧表

(単位:千円)

	個数	取得価格	減価償却累計額	残 高
1 車輛運搬具				
トヨタタウンエース	1	1,928	1,870	58
三菱ミニキャブ	1	892	865	27
三菱ミニキャブ	1	1,450	1,407	44
トヨタライトエース	1	1,450	1,407	44
トヨタカローラ	1	1,373	1,318	55
三菱ミニキャブ	1	922	876	46
ホンダライフ	1	1,059	906	154
マツダボンゴ	1	1,493	985	508
ニッサンパネット	1	1,108	1,064	44
三菱キャンター	1	1,051	1,009	42
ホンダ	1	137	128	8
ダイハツハイゼット	1	1,235	1,186	49
トヨタダイナ	1	550	495	55
トヨタルシーダ	1	735	679	56
ダイハツミラ	1	745	715	30

ダイハツハイゼット	1	420	403	17
三菱ミニキャブ	1	200	192	8
三菱ミニキャブ	1	500	485	15
ダイハツハイゼット	1	600	540	60
プレスパッカー車	1	5,505	2,065	3,441
計	20	23,352	18,593	4,759
2 什器備品				
耐火金庫	1	90	85	5
エアコンディショナー	3	2,040	1,978	61
ジャンボロータリーモア	1	425	412	13
牧草モアー	1	289	281	9
牧草モアー	1	299	287	12
ジャンボロータリーモア	1	389	373	16
ロータリートラクター	1	893	857	36
牧草モアー	1	280	269	11
エアコンディショナー	1	600	284	316
ロータリーモア	1	585	176	410
パソコン	2	581	121	460
計	14	6,471	5,123	1,348
3 電話加入権		228		228

固定資産台帳について。手書き台帳を使用し、減価償却計算は表計算ソフトで計算し転記していた。市販の安価な固定資産ソフトを導入することにより業務の効率化をはかるべきである。(意見)

車両運搬具について。減価償却が進み帳簿価額は小さいが、保有台数が多いと、毎年発生する税金等の維持費用が大きいものがあると考えられる。稼働の状況を鑑み、所有するかレンタルにすべきかをも含め、必要台数はどのくらいであるのか検討すべきである。(意見)

現状、購入時の検討はされているようであるが、その後の稼働の状況等の調査はされていなかった。

その他：オフバランス処理となっているリース資産

(単位：千円)

内容	リース期間	リース料 総額	平成20年 度末残高	月リース 料	
業務・会計事務電算処理 (本部)シルバーシステム	平成20年6月～平成25年5月	8,366	6,972	139	*1
業務・会計事務電算処理 (本部)自動入金消し込み	平成16年11月～平成21年11月	1,021	119	17	
業務・会計事務電算処理 (本部)シルバーシステム	平成17年5月～平成22年5月	907	181	15	
コピー機(本部)	平成21年3月～平成26年3月	693	139	12	
コピー機(南部地区)	平成18年4月～平成23年11月	406	81	7	
コピー機(東部地区)	平成18年8月～平成23年8月	410	82	7	

*1：新公益法人会計基準によると、資産負債計上すべきリース契約である(結果)。

③正味財産増減計算書

(単位:千円)

	金額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
受託事業収益	676,750
受託) 受取配当金	593,981
受託) 受取事務費	41,163
受託) 受取材料費	20,162
受託) 受取就業費	21,445
労働者派遣事業等受託収益	577
労働者派遣事業等受託収益	577
受取会費	1,813
正会員受取会費	1,813
受取補助金等	43,208
受取連合交付金	18,100
受取県補助金	814
受取市補助金	23,098
受取連合助成金	165
シニアワークプログラム技能講習共同費収益	1,031
受取寄付金	650
受取寄付金	650
特定資産運用利息	2
特定資産運用利益	2
雑収益	824
雑収益	824
経常収益計	723,823
(2) 経常費用	
① 事業費	
受託事業費	621,222
受託) 支払配分金	593,981
受託) 支払材料費等	13,061

受託)	支払就業費	14,180
安全・適正就業推進費		3,093
安全)	会議費	35
安全)	旅費交通費	134
安全)	通信運搬費	5
安全)	印刷製本費	48
安全)	賃借料	101
安全)	諸謝金	2,330
安全)	教材費	440
普及啓発費		3,304
普及)	会議費	47
普及)	旅費交通費	576
普及)	通信運搬費	208
普及)	消耗品費	928
普及)	印刷製本費	1,442
普及)	委託費	103
就業開拓提供費		28,313
就業)	会議費	808
就業)	旅費交通費	846
就業)	通信運搬費	3,196
就業)	什器備品費	293
就業)	消耗品費	4,373
就業)	修繕費	1,805
就業)	光熱水料費	64
就業)	賃借料	2,020
就業)	支払保険料	7,603
就業)	謝金	230
就業)	租税公課	853
就業)	委託費	4,291
就業)	雑費	158
就業)	組織活動助成金	1,267
就業)	報償費	505
調査研究費		174
調査)	旅費交通費	138
調査)	会議費	31

調査)	通信運搬費	5
福祉・家事援助事業費		5,722
福祉)	会議費	87
福祉)	旅費交通費	152
福祉)	通信運搬費	1,055
福祉)	賃借料	775
福祉)	謝金	3,198
福祉)	教材費	61
福祉)	法定福利費	393
地域高齢者社会参加促進事業費		3,086
参加)	通信運搬費	84
参加)	消耗品費	103
参加)	印刷製本費	45
参加)	諸謝金	2,854
シニアワークプログラム事業費		1,031
SP 事)	臨時雇賃金	960
SP 事)	通信運搬費	23
SP 事)	租税公課	48
事業費計		665,945
②管理費		
管理)人件費		40,950
管理)	職員基本給	24,418
管理)	職員特別手当	4,030
管理)	職員諸手当	4,802
管理)	法定福利費	6,216
管理)	福利厚生費	368
管理)	退職金	516
管理)	役員報酬	600
管理)一般運営費		19,310
管理)	旅費交通費	100
管理)	什器備品費	240
管理)	消耗品費	2,027
管理)	減価償却什器備品費	376
管理)	減価償却車輛運搬具	1,757
管理)	印刷製本費	1,432

管理)	通信運搬費	1,435
管理)	租税公課	1,137
管理)	修繕費	24
管理)	光熱水料費	935
管理)	賃借料	2,462
管理)	委託費	3,737
管理)	会議費	234
管理)	支払負担金	487
管理)	役員等旅費交通費	666
管理)	臨時職員賃金	1,979
管理)	雑費	282
管理)	支払利息	1
管 理 費 計		60,260
経常費用計		726,204
当期経常増減額		△2,381
当期一般正味財産増減額		△2,381
一般正味財産期首残高		41,362
一般正味財産期末残高		38,981
正味財産期末残高		38,981

上記正味財産増減計算書について。経常費用について、事業別に細かく集計しているが、全体像をつかみにくいので、(売上)原価、人件費、経費の3区分とし、費目別に集計したのが以下の表である。

(単位:千円)

	受託	就業	普及	福祉	参加	SP	安全	調査	管理	経常費用	
支払材料費等	13,061									13,061	
支払就業費	14,180									14,180	
支払配分金	593,981									593,981	*1
原価	621,222									621,222	
役員報酬									600	600	
職員基本給									24,418	24,418	*2
職員特別手当									4,030	4,030	*2
職員諸手当									4,802	4,802	*2
法定福利費				393					6,216	6,609	
福利厚生費									368	368	

退職金									516	516	*4
臨時職員賃金									1,979	1,979	*3
臨時雇賃金						960				960	*3
謝金	230		3,198							3,428	*2
諸謝金				2,854			2,330			5,184	*2
役員等旅費交通費									666	666	
委託費	4,291	103							3,737	8,132	*3
人件費		4,521	103	3,591	2,854	960	2,330	0	47,332	61,691	
会議費	808	47	87				35	31	234	1,243	
旅費交通費	846	576	152				134	138	100	1,946	
通信運搬費	3,196	208	1,055	84	23	5	5		1,435	6,012	*5
什器備品費	293								240	532	
消耗品費	4,373	928		103					2,027	7,430	*5
修繕費	1,805								24	1,830	
光熱水料費	64								935	999	
賃借料	2,020		775					101	2,462	5,358	*6
支払保険料	7,603									7,603	*7
租税公課	853					48			1,137	2,038	
雑費	158								282	440	
組織活動助成金	1,267									1,267	
報償金	505									505	
印刷製本費		1,442		45			48		1,432	2,967	
教材費			61				440			501	
減価償却車輛運搬具									1,757	1,757	
減価償却什器備品費									376	376	
支払負担金									487	487	
支払利息									1	1	
経費		23,792	3,201	2,131	232	71	763	174	12,928	43,291	
計	621,222	28,313	3,304	5,722	3,086	1,031	3,093	174	60,260	726,204	

*1:費用のほとんどが就業会員に対する分配金となる(総費用の約81%)。

*2:人件費の検証

職員の人件費については、管理費の職員基本給から各事業の謝金または諸謝金へ按分している。

その按分金額は、(安全)諸謝金に2,330千円、(福祉)謝金に2,980千円、(参加)諸謝金に

2,000 千円である(これらの勘定科目には、その他外部講師等に支払った謝金も計上されている)。これらに、(管理)職員基本給、職員特別手当及び職員諸手当を加算した合計 40,560 千円がプロパー職員及び嘱託職員合計13名分の総支給額である。

(7)事務局組織図・業務分担図にある人員の平成20年度源泉徴収簿(1月～12月)によると、本部管理職5名分合計 21,455 千円、本部及び各センター等主務者8名分 17,580 千円の合計 13名 39,035 千円であった。計算のベースに3か月分のずれがあること、人員の異動が頻繁にあること、昇給等を考慮に入れると、上記総支給額に異常はないといえる。

- *3: 委託費はシルバー会員を就業支援及び経費削減のため活用したものが主なものである(その他OA機器の保守点検料等約2百万円も含まれている。)また、臨時職員も多用し経費の削減に取り組んでいる。
- *4: 退職金の支払はなく、特定退職金共済団体掛金の支払であった。将来の退職給付に備える支出であり、退職給付費用勘定が正しい勘定科目である(結果)。
- *5: 会員・顧客が非常に多いため、その管理のための通信費や消耗品費が多額となる。
- *6: 高額な業務・会計ソフトにつきリース契約となっている。その他家賃・地代が発生している。
- *7: 高額なシルバー保険が主なものである。

3. 監査の結果

(1) 重大な不正等について

平成20年度の決算書類の調査の結果、重大な不正等はなかった。

(2) 人件費管理について

報酬・給料に係る税務書類について、源泉徴収義務者の印鑑がないものや記入すべき書類に未記入のものもあった。また、日当や交通費として支給している金銭があるが、税務上報酬又は給与として取り扱うべきものがあった。担当者には、口頭にて説明したが、同団体には、顧問税理士がおり、随時相談して適切な税務事務書類作成ができるようにすべきである。

(3) 収入印紙について

収入印紙について棚卸がされていなかった。決算時に残高を把握し、貸借対照表に計上すべきである。非課税文書に対しても印紙が貼られてあったので、担当者には説明したが、顧問税理士に随時相談し、適切な税務事務処理ができるようすべきである。

(4) 新公益法人会計基準に基づく会計処理について(再掲)

① リース会計

資産・負債計上すべきリース資産について資産・負債計上していない。その処理はあまりに難しいという話を聞き、採用をあきらめたということであるが、会計の専門家に依頼し、正しい処理をすべきである。

② 退職給付会計

特定退職金共済団体掛金について、退職金勘定で処理をしていた。将来の退職給付に備える支出であり、退職給付費用勘定が正しい処理である。

(5) 未収金の明細について(再掲)

① 平成20年度発生平成21年3月末残高の明細表

枚数が多いと言う理由から最終ページしかアウトプットしていなかった。全

ページアウトプットすべきとの指摘の後、アウトプットしたが、その後の更新処理がなされていたため金額に若干の差異が生じていた。差異の原因調査をし、正しい明細書を作成・保存すべきである。

②長期未収入金

破産・死亡・行方不明などの、最大限に回収の努力をしてもなおかつ回収が困難であると考えられる債権がみられたが、同債権については損失処理が必要であると考えられる。

4. 監査結果に添えて提出する意見

(1) 車両運搬具について(再掲)

貸借対照表上の金額は小さいが台数が多いため、毎年の維持費用を考えると必要台数の水準はどのくらいであるのか検討すべきである。

(2) 高額契約（シルバー保険、コンピューターソフトリース）について

いずれもいわゆる随意契約であるが、コンピューターソフトリースについては、次回更新時において、競争入札等の方法について検討すべきである。またシルバー保険については、金額面のみならず事案発生時における対応の実績など総合的な観点から業者を選定しているということであるが、今後は他社からの見積もり等も参考にすべきであると考えられる。

(3) 固定資産台帳について(再掲)

手書き台帳を使用し、減価償却計算は表計算ソフトで計算していた。市販の安価な固定資産ソフトを導入することにより業務の効率化をはかるべきである。

(4) 現金出納業務について

現金の実残高と帳簿の照合は3日に1回の頻度であった。現金取引の履歴の調査は時間がたつにつれ困難になるものであり、毎日1回は実施すべきである。

(5) 高松市の補助金について

補助金の使途について人件費とその他を正式文書で特定していなかった。同団体は高松市の主管課名が印字されたファックスをもとにその事実を把握しているが、正式文書での特定が望ましいものと考えられる。

(6) 経理・財務業務について

経理・財務業務全般を経理係長 1 人で担当しており、不正誤謬の自動摘出の内部牽制を期待するのは、非常に困難な組織形態・業務分担状況であった。また、同者が事故等で業務を離れた場合、その間業務が停止するという危険性をはらんだものとなっ

ており、今後、組織形態、業務分担の見直し等が必要であると考えられる。